

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○公印の改刻 (県政情報・文書課) 一

○軽油引取税に係る特約業者の指定 (税 務 課) 一

○浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則に基づく研修事務

○救急医療機関の認定 (廃棄物対策課) 二

○県営土地改良事業の工事の完了 (医療政策課) 二

○道路の区域変更 (農村振興課) 二

○道路の区域変更 (道 路 課) 二

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手 (教育庁生涯学習課) 二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手 (教育庁文化財課) 三

## 告 示

○宮城県告示第三百四十三号

次のとおり公印を改刻した。

令和五年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

種 類



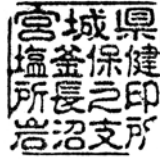

用 途

印

影

使用開始年月日

ページ

宮城県仙台 土木事務所 長之印		宮城県塩釜 保健所長之 印岩沼支所	
地方機関 印		地方機関 印	
一般文書用		一般文書用	
旧	新	旧	新
			
令和五年 四月一日		令和五年 四月一日	

○宮城県告示第三百四十四号

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第一百二条の三第一項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をした。

令和五年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称 全農東北エネルギー株式会社	代表者の氏名 代表取締役 小松 弘明	主たる事務所等の所在地 仙台市青葉区上杉一丁目十六番三号	指定年月日 令和五年四月一日
-------------------------	--------------------------	---------------------------------	-------------------

○宮城県告示第三百四十五号

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年宮城県規則第四十七号。以下「規則」という。）第十二条第二項の規定により、次のとおり浄化槽の保守点検の業務に関する研修事務を行う者を指定した。

令和五年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を受けた者の名称及び所在地

公益社団法人宮城県生活環境事業協会

仙台市宮城野区日の出町二丁目五番十五号

二 行う研修事務の範囲

規則第十二条第一項各号に掲げる事項に係るもの

三 指定年月日

令和五年五月二日

○宮城県告示第三百四十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和五年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
美里町立南郷病院	美里町木間塚字原田五番地	令和五年五月一日	令和八年四月三十日

○宮城県告示第三百四十七号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名 中津山	事業の名称 水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））	工事完了年月日 令和四年五月三十一日
------------	--	-----------------------

○宮城県告示第三百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年五月二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 仙台亘理自転車道線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
後	前	後	前	後	前	後	前
名取市閑上中央一丁目一五〇番地先から 同市閑上中央一丁目三九番一地先まで	後	前	三・〇	三・五	一七二・六		
名取市閑上字東須賀二番二地先から 岩沼市下野郷字浜一二九番六地先まで	後	前	三・〇	一一・〇	五、一三三・〇		
名取市閑上中央一丁目一〇一番地先から 同市下増田字屋敷無番地先まで	後	前	三・〇	一六・七	一、五六八・〇		
	後	前	三・〇	三・〇	八、七二〇・五		

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県図書館電力需給 年間約百九十九万キロワット時
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和五年三月三十日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北電力株式会社宮城支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 契約金額 五千三十一万七千七百七十五円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和五年五月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 東北歴史博物館電力需給 年間約二百六十七万七千キロワット時
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁文化財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和五年三月三十日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北電力株式会社宮城支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 契約金額 六千九百九十九万五千三百二十二円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当